

## 医療機関での自己負担金

	平成23年9月末まで	平成23年10月から
通院診療 (小学校4～6年生)	3割負担	2割負担 (医療費受給者証を交付)

# 乳幼児医療費給付事業を拡大 小学校4～6年生に通院費を助成

市と県では、小学校4年生から6年生の児童を対象に、平成23年10月1日から、通院時の保険診療にかかる自己負担分の3分の1を助成します。これにより、医療機関等での自己負担は2割となります。



加東市民病院での小児科診療

### 対象者

市内在住の小学校4年生から6年生で、保護者または扶養義務者の平成23年度市町村民税所得割税額が、23万5千円未満の方

### 申請方法

対象者には、9月初旬に「子ども医療費受給者証交付申請書」をお届けしますので、ご記入のうえ、対象児童が加入する健康保険証のコピーを添えて、提出してください。

### 提出先

保険・医療課(滝野庁舎)、各庁舎窓口センター

### その他

申請受付後、「子ども医療費受給者証」を9月下旬に郵送します。この受給者証は、県内の医療機関において、通院時のみ使用いただけます。入院時の自己負担分については、これまでどおり申請により還付されます。

### 問い合わせ

市民安全全部保険・医療課(滝野庁舎)  
☎48・3004

# 新規に障害者手帳等を取得された方、ひとり親家庭になられた方へ 福祉年金の申請をお忘れなく

障害者手帳等をお持ちの方ひとり親家庭の方には、「加東市福祉年金」を支給しますので、9月16日金までに申請してください。

なお、昨年、福祉年金を受給された方は申請は不要ですが、振込口座を変更される場合は、口座変更届出書が必要です。印鑑および口座番号の分かるものを持って、下記の担当課へお越しください。

福祉年金の対象と思われる方についても、担当課まで

お問い合わせください。  
申請窓口  
各庁舎窓口センター

### 支払日

10月25日火に口座振込で支給します。( )

### 問い合わせ

福祉部社会福祉課(社庁舎)  
☎43・0409

### 表

福祉部子育て支援課(社庁舎)  
☎43・0408

対象者	支給額(年)
身体障害者手帳	1・2級 15,000円
	3・4級 8,000円
	5・6級 5,000円
療育手帳	A・B1 15,000円
	B2 8,000円
精神障害者 保健福祉手帳	1・2級 15,000円
	3級 8,000円
障害基礎年金(精神)	1・2級 15,000円
ひとり親家庭で 18歳未満の児童 を養育する方	1人目 15,000円
	2人目から 1人につき 5,000円

1年以上加東市に住所を有している方が対象となります。  
2つ以上の項目に該当する場合は、支給額が最も多い項目が適用されます。  
障害の等級などの基準日は、平成23年9月1日です。